

認定こども園の普及に係る基本的考え方について

1 認定こども園の普及

(1) 国の考え方

- 新制度ではニーズ調査等に基づき地域の教育・保育等の必要量（ニーズ）を把握し、これに対応する供給体制を確保することを目指し、子ども・子育て支援事業計画に位置づけ、その実現を図るものであること。
 - 特に認定こども園に係る供給体制の確保については、幼稚園・保育所等の事業者の認定こども園への移行希望を踏まえた特例措置を設け、いわゆる供給過剰地域も含め認定こども園の認可・認定を行う仕組みを整備している。
- この特例は都道府県、指定都市及び中核市において、事業者の意向を確認し、地域の供給見込み量と必要量との比較を行ったうえで、上乗せ量の設定を行うか否かを含め、地方版子ども・子育て会議等で調査審議することを想定している。

（平成26年4月10日付事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」から抜粋）

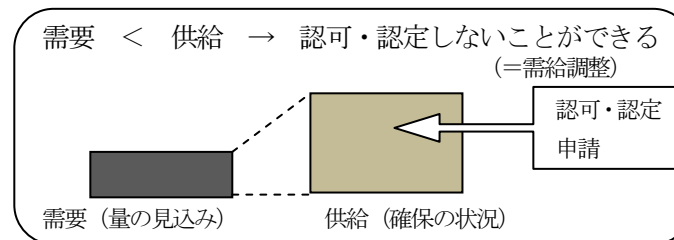
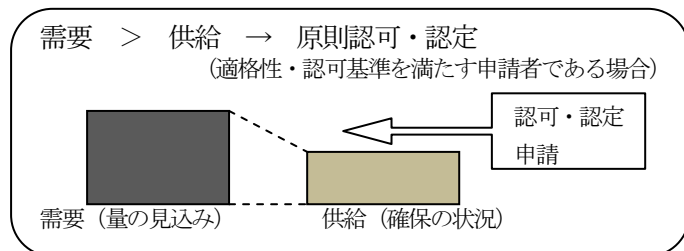
※認定こども園への移行特例（県計画と認可・認定の関係）

○都道府県は、一定区域ごとに、需要（量の見込み）と供給（確保の状況）の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

※政令都市、中核市においては、都道府県と同様に、市町村計画に基づき認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

（幼保連携型以外の認定こども園の認定権限について、政令市・中核市に権限移譲の予定）

※地域型保育事業については、市町村が市町村計画に基づき同様に認可を行う。



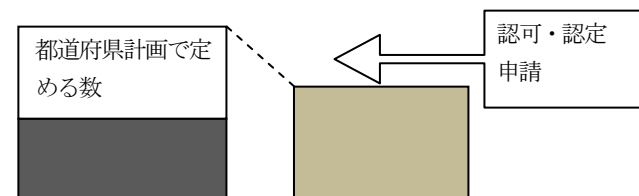
○既存の幼稚園・保育所が認定こども園へ移行する場合

需要 + 「都道府県計画で定める数」 > 供給 → 原則認可（適格性・認可基準を満たす申請者）

※この「都道府県で定める数」は、幼稚園・保育所から認定こども園へ移行を促進するため、認定こども園への移行に関する意向等を踏まえて設定。

※認定こども園については「指定都市・中核市の計画で定める数」

（法令上は、幼保連携型のみ。他の類型は事務処理特例により認定権限を移譲予定）



(2) 本県での対応案

- 現行の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、適格性・認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定する。
- 認定こども園の「都道府県計画で定める数」については、地域の需要見込み量と供給見込み量との比較を行った上で、上乗せする数量を設定する。
(その際には、地域の実情を勘案し、市町村との調整を図ったうえで、県子ども・子育て会議の意見を伺う。)
- なお、施設に対する意向調査において、相当数の私立幼稚園・保育所が、認定こども園への移行についての判断を保留している状況。
- このため、「都道府県計画で定める数」については、今年度の意向調査において、認定こども園への移行を希望している施設を基本に上乗せ数量を検討する。
また、認定こども園への移行の判断を保留している施設が多くあることから、27年度以降に行う意向調査結果の状況を踏まえ、改めて上乗せ数量及び県計画の見直しも検討する。
- 政令市、中核市分については、「政令市・中核市の計画で定める数」とする。

【参考】

私立幼稚園・私立保育所の意向調査結果概要（平成26年6～8月実施）

（比率）は回答施設数に対する割合

項目	私立幼稚園		私立保育所		備考
回答施設数	387	(比率)	739	(比率)	
平成27年度に認定こども園へ移行（又はその方向で検討中）	27	7.0%	16	2.2%	
平成28年度以降認定こども園へ移行する方向	39	10.1%	66	8.9%	
平成27年度に新制度へ移行する（又はその方向で検討中）	65	16.8%	(739)		・私立幼稚園は新制度に移行し施設型給付を受けるか、私学助成を引き続き受けるかは、各施設の希望による。 ・私立保育所は、全て施設型給付へ移行。
平成27年度に新制度へ移行しない（又はその方向で検討中）	322	83.2%	—		
（新制度移行について）状況により判断する	230	59.4%	—		
保育所そのままか、認定こども園へ移行するか未定	—		86	11.6%	